

同意第3号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の
同意を求める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

住 所 宇部市厚南中央三丁目9番22号

氏 名 上 原 英 治

生年月日 昭和30年3月22日

提案理由 上原英治委員の任期が令和8年5月30日をもって満了するため

(参 考)

○ 地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 略

5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

○ 山陽小野田市税条例

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、3人とする。

○ 現在の委員

◎上 原 英 治 (R5. 5. 31～R8. 5. 30)

川 上 賢 誠 (R5. 5. 31～R8. 5. 30)

平 岡 敏 行 (R5. 5. 31～R8. 5. 30)

経 歴

現住所 山口県宇部市厚南中央三丁目9番22号

う え は ら え い じ
上 原 英 治
昭和30年3月22日生(70歳)

学 歴

昭和48年3月 小野田高等学校 卒業
昭和53年10月 福岡大学工学部電子工学科 中退

職 歴

昭和52年10月 瀬口嘉造土地家屋調査士事務所勤務
昭和54年6月 有限会社瀬口事務所設立 取締役員に就任
平成16年8月 上原・瀬口土地家屋調査士法人設立 社員
現在に至る

公 職 歴

平成27年11月 山口県弁護士会所属 仲裁センター専門委員
平成28年10月 船木簡易裁判所所属 民事調停委員
平成30年1月 山口地方法務局所属 筆界調査委員
令和元年10月 船木簡易裁判所所属 司法委員
令和4年10月 山口家庭裁判所所属 家事調停委員
令和5年5月 山陽小野田市固定資産評価審査委員会 委員
全て現在に至る

同意第 3 号参考資料



上 原 英 治

令和8年（2026年）2月20日

山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員としての抱負

上原英治

私の専門職は土地家屋調査士です。日々、土地の境界、建物登記や現況地目の認定等、不動産の登記に関する仕事を主にしております。

土地評価につきましては、不動産鑑定士や税理士の先生には及びませんが、色々な法律に照らし合わせながら、調停委員としての経験を活かし、固定資産評価審査委員として、公平な意見を述べられるように研鑽を積んでいきたいと思っております。

山陽小野田市から、このような委嘱を受ける事は、非常に名誉なことと思っております。

土地家屋調査士や調停委員の知識や経験を活かし、固定資産評価審査委員会の委員として、山陽小野田市及び市民の皆様の御期待に添えるよう誠実に職務に当たらせていただきますので、よろしくお願いたします。